

承認第3号

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年5月1日 提出

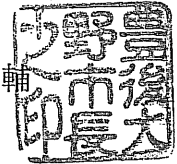
豊後大野市長 川野文敏

専決処分書

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

豊後大野市長 橋本 祐輔



豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例

豊後大野市税特別措置条例（平成17年豊後大野市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第4条第1項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。